

第 2 1 章

司法及び警察

第 21 章

司法及び警察

民事、行政事件

平成20年中に府内の各裁判所が扱った新受理件数は、18万8233件で、前年に比べ6216件(3.4%)の増となっている。

新受理件数を裁判所別にみると、簡易裁判所が10万5907件(構成比56.3%)で、前年より4880件(4.8%)増、地方裁判所が7万3701件(構成比39.2%)で、前年より993件(1.4%)増、高等裁判所(近畿2府4県)が8625件(構成比4.6%)で、前年より343件(4.1%)増となっている。

なお、既済件数は3216件(1.8%)増の18万5265件、未済件数は2968件(6.6%)増の4万7763件となっている。

刑事事件

平成20年中に府内の各裁判所が扱った新受理件数は11万2565件で、前年に比べ4771件(4.1%)の減となっている。

新受理件数を裁判所別にみると、簡易裁判所が7万283件で、前年より297件(0.4%)減、地方裁判所が3万9509件で、前年より4452件(10.1%)減、高等裁判所(近畿2府4県)が2773件で、前年より22件(0.8%)減となっている。

家事事件

平成20年中に家庭裁判所が取り扱った家事審判事件の新受理件数は4万4573件と前年に比べ1184件(2.7%)の増となっている。主な事件の構成比をみると、「子の氏の変更」が30.9%(1万3771件)、「相続放棄」が27.0%(1万2029件)、「精神障害者保護義務者選任等」が7.3%(3251件)、「改氏」が3.1%(1377件)となっており、この4事件で全体の68.3%を占めている。

家事調停事件の新受理件数は9139件で、前年に比べ280件(3.2%)の増である。主な事件の構成比をみると、「婚姻中の夫婦間の事件」が39.0%(3564件)、「子の監護処分」の18.2%(1660件)、以下、「婚姻費用分担」の11.9%(1083件)、「親権者変更等」の7.1%(648件)となっている。

少年保護事件

平成20年中における少年保護事件の新受理人員は1万4425人で、前年に比べ3115人(17.8%)の減となっている。

事件別にみると、「窃盗」が4614人(構成比32.0%)、「道路交通法違反等」が3442人(同23.9%)、「業務上過

失致死傷等」が2098人(同14.5%)等となっている。

また、刑法犯は1万234人(構成比70.9%)で、前年に比べ1510人(12.9%)の減、特別法犯は4028人(構成比27.9%)で、前年に比べ1552人(27.8%)の減となっている。

刑法犯の内訳では、「暴行」が12人(12.6%)増となっており、「窃盗」が685人(12.9%)減、「横領」が537人(23.1%)減、「傷害」が51人(8.4%)減等となっている。

次に、平成20年の少年院の入出院状況を見ると、新収容者は457人で、前年に比べ8人(1.7%)の減となっており、退院者(仮退院を含む)は424人で、前年に比べ65人(13.3%)の減となっている。

人権侵犯事件

大阪法務局が平成20年中に取り扱った新受理件数は1188件で、前年に比べ19件(1.6%)の増となっている。

事件別にみると、「住居・生活の安全関係」が251件(構成比21.1%)、「暴行・虐待」が191件(同16.1%)等となっている。

刑法犯

平成20年中に府内市町村で取り扱った刑法犯認知件数は20万1816件で、前年に比べ1万4487件(6.7%)の減、検挙件数は3万9025件(検挙地主義)で、前年に比べ946件(2.5%)の増となっている。

罪種別では、窃盗犯が16万1111件で全体の79.8%を占め、次いで、その他が2万5097件(構成比12.4%)、知能犯が7500件(同3.7%)と、この3種で認知件数全体の95.9%を占めている。

刑法犯少年検挙補導人員は9707人で、前年に比べ1179人(10.8%)の減となっている。

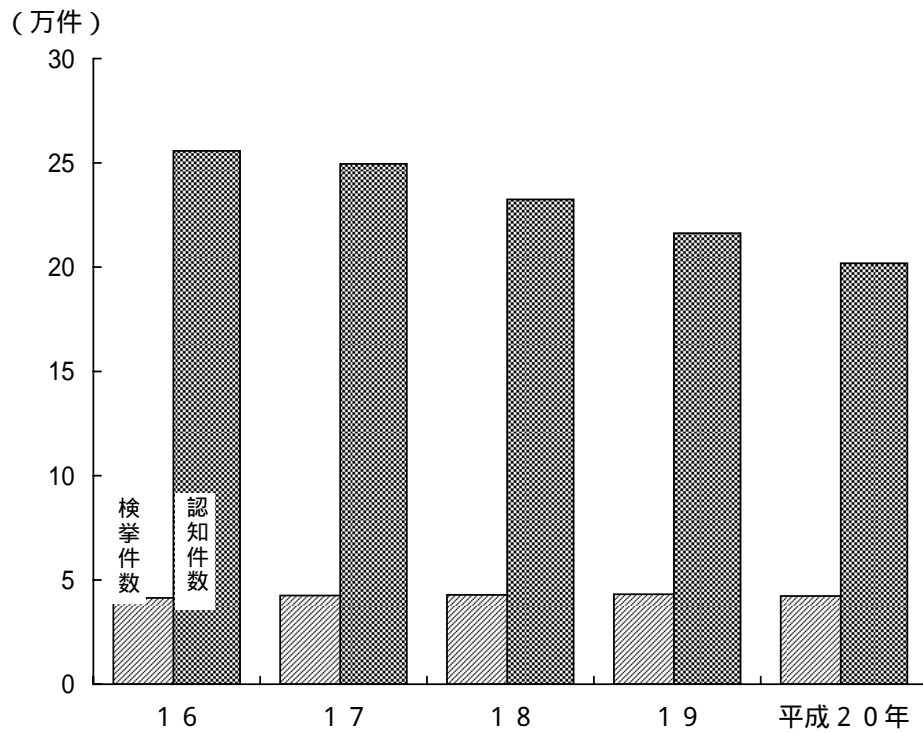
罪種別では、窃盗犯(5602人)、その他(2842人)、粗暴犯(991人)の順となっている。

また、年齢別では、14才の1797人、15才の1654人、13才の1627人の順となっており、依然、中学生の検挙補導人員が多くなっている。

不良行為少年の補導人員は29万9751人で、前年に比べ5万7780人(16.2%)の減となっている。

行為別にみると「深夜はいかい」が17万6086人で全体の58.7%を占め、以下「喫煙」が11万6215人、「怠学」が2802人、「その他」が2298人の順となっている。

刑法犯認知・検挙件数の推移



刑法犯少年の年齢別人員 (平成20年)

